

平成15年3月8日

番号
876-0000

大分県佐伯市鶴岡3-17-3
電話番号
097-223-7867

岡川忠生 殿

日本刀鍛練研磨柳田研究所
美術鑑定人

柳田律夫

鑑定書

平成15年 2月19日頭記事件にかかる映像鑑定を貴殿より受命いたし、鑑定の趣旨を体し当所に於いて慎重に鑑定したところ、次の如き結果を得たので復命する。

一 目 次

第1章 映像鑑定の目的	1
第2章 対照物	1
第3章 事件番号と裁判所名	1
第4章 鑑定資料の提供者など	1
第5章 鑑定結果	1
第6章 鑑定理由	2
(1) 鑑定事項	2
(2) 鑑定経過	2
(a)資料所見	2
(b)鑑定機器について	2
(c)鑑定方法	3
1、コンピュータによる検査	3
2、鑑定写真群より必要部分の設定	2
第7章 鑑定の実務	4
1、写真番号A-1原画	5
2、写真番号B-1を鑑定する	8
3、写真番号C-1を鑑定する	12
4、鑑定分析図（ビジュアル鑑定図）	16
第8章 考察	17
第9章 鑑定年月日及び場所	18

付記

- 1、本書末尾に：
 鑑定人公認資格及び報告書を1葉
 鑑定人プロフィールを1葉
 上記のものを添付する。
- 2、鑑定資料は本書に添えて返却する。

第1章 映像鑑定の目的

下記対象写真中の植物の変化及び立て看板の変化、影の状況等を分析鑑定する。

第2章 対象物

平成15年2月2日にTV朝日のスクープスペシャルで放送した元となった写真数枚で、交通事故後に撮ったとされる現場付近の画像写真。

第3章 事件番号と裁判所名(準備中は明記しない事もある)

平成 年() 第 号事件

第4章 鑑定資料の提供者など

大分県佐伯市鶴岡 3-17-3

岡川忠生 殿

第5章 鑑定結果

1、8月30日14時51分撮影写真Bの植物の先端部は緑色で開花等の現象を認めない。

同日14時29分に撮影されたとしている写真Aの植物の先端部には黄色の花が咲いていると認められる。

僅か22分間で花が消えるわけもなく従ってA、Bの写真が同日撮影のものとは認められない。

2、写真Cの指摘部分の植物の枝に白に黄色の混じったお茶の花が咲いていると認められる。

常識的にこの時期にお茶の花が咲くこと等あり得なく、同日撮影の写真とはどうてい認めがたい。

3、写真B中植物の背丈が写真A中植物の背丈の如く22分間で図示した電柱の認識プレート上部まで伸びたものが逆に小さくなるという事は常識的に考えにくく、明らかに時間的な大きな矛盾があり、写真は同日撮影のものとは認められない。

第6章 鑑定理由

上記の如き鑑定結果を導き出した理由は
次のような鑑定作業の結果である。

(1) 鑑定事項

与えられた写真を分析して同日の撮影で
あると云う事が、それぞれ矛盾しないか
どうかを鑑定する。

(2) 鑑定経過

(a) 資料所見

鑑定すべき資料の写真は事故の現場検証
時に撮影されたものとされている。

必要と思われる3枚の写真を用いて鑑定
作業を行う。

(b) 鑑定機器について

1、使用コンピュータ

FUJITSU ME5/657

対応OS

Microsoft Windows Me

使用ソフト

Adobe Photo Shop 5.0

Adobe Illustrator 8.0

Adobe Photo Deluxe F

2、複写機

RICOH imago CF250

RICOH FT4530 アナログ機

3、文書作成ワードプロセッサー

FUJITSU OASYS LX-C500

Panasonic UI-PRO

(c) 鑑定方法

1、コンピュータによる検査

それぞれの必要とする写真3枚をスキャナにてコンピュータに取り込み、明るさコントラスト、明度、切り取り、色相、彩度、拡大及びトリミング等を行った。

彩度	A 土
色相	H 土
明度	I 土
明るさ	B 土
コントラスト	C 土

写真の調整データ (A & C 写真)

A	+ 3 5
H	- 2 0
I	+ 1 1
B	+ 1 1
C	+ 2

2、鑑定写真群より必要部分の設定

(鑑定すべき写真の番号)

写真番号 A 群 (黄色部分の分析)

A - 1 原画

A - 2

A - 3

写真番号 B 群 (植物先端の分析)

B - 1 原画

B - 2

B - 3

写真番号 C 群 (白い花の分析)

C - 1 原画

C - 2

第7章 鑑定の実務

始めに鑑定するのはA部分及びB & C部分である、専門家以外の一般の方々が理解できる様に丁寧な説明と図面を作成した。

これらの説明方式は特に視覚に訴えたやり方で、感覚的に理解し易い特徴がある。鑑定人がビジュアル鑑定図と命名して活用してきた手法の一つである。

1、写真番号A--1を鑑定する。

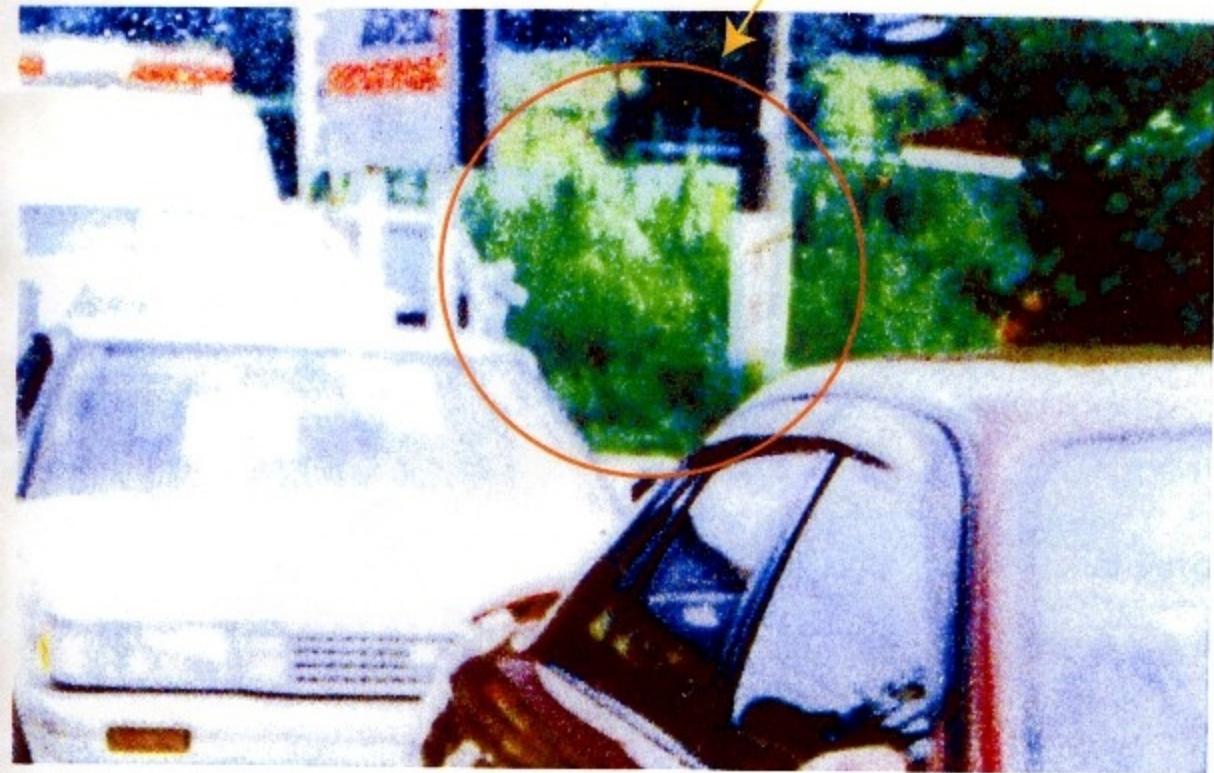
提供された鑑定写真のA-1は原画で、丸をつけた部分の分析を行う。

8月30日の14時29分に撮影されたもので、A-2で部分拡大（トリミング）をして、丸部分を分析して行く。

A-3は前述の調整を行って黄色い色素がどれほど存在しているかを表し、その状況を以て開花度合いを計測したものである。かなりの割合で黄色の存在が確認できる。

鑑定写真 A – 1 原画

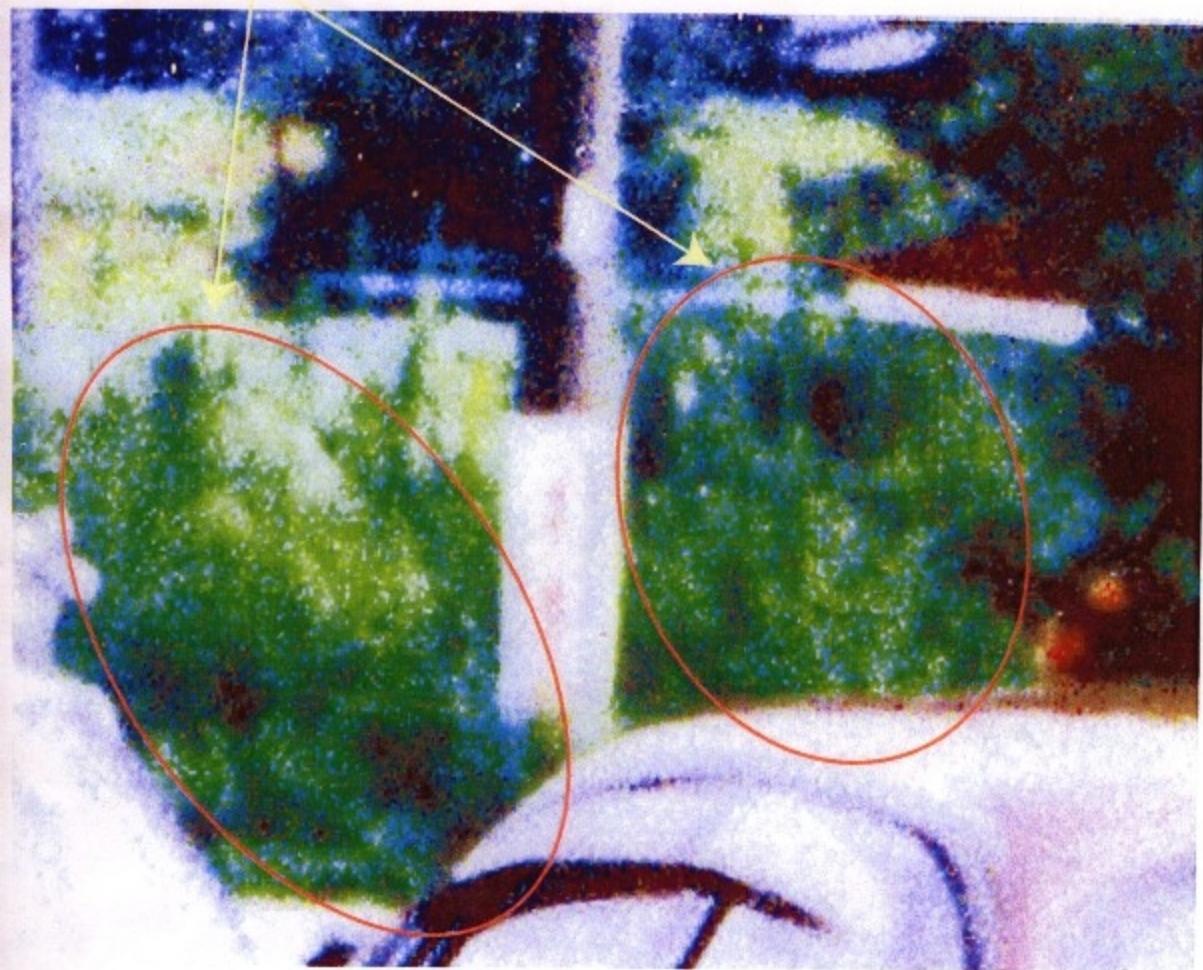
この部分を分析する



8月30日 14:29 撮影

鑑定写真 A – 2 拡大

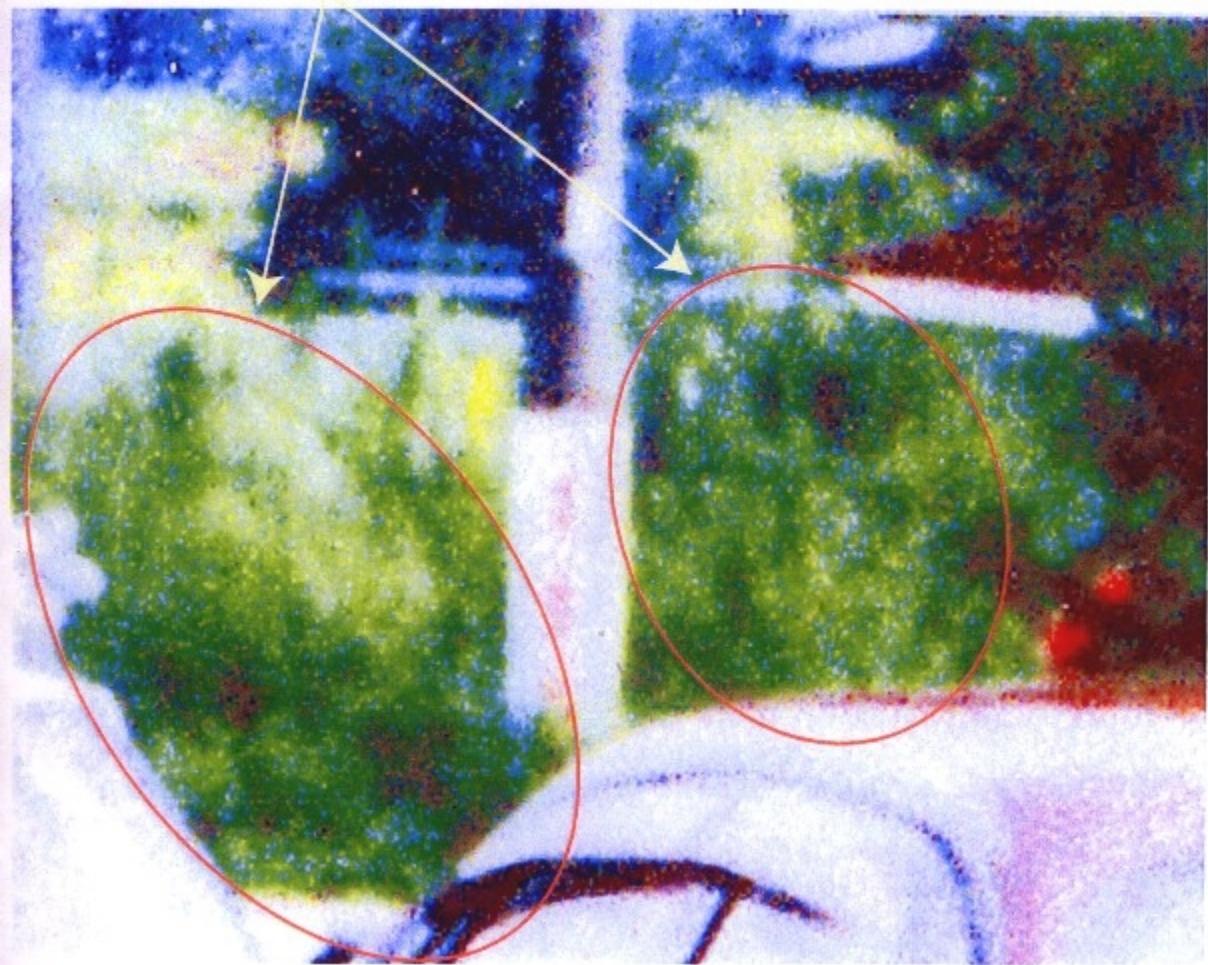
この部分をハッキリさせる



8月30日 14:29 撮影

鑑定写真A－3 画像調整

草の先端は黄色の花である



8月30日 14:29撮影

2、写真番号B-1を鑑定する。

提供された鑑定写真のB-1は原画で、丸をつけた部分の分析を行う。

8月30日の14時51分に撮影されたもので、B-2で部分拡大（トリミング）をして、分析して行く。

B-3は前述の調整を行って黄色い色素がどれほど存在しているかを表し、その状況を以て開花度合いを計測したものである。

指摘した丸の内部に黄色の色素は存在していない。従って開花などありえない。

鑑定写真B－1原画

8月30日 14:51撮影



B-1原画

この部分を鑑定する

鑑定写真B－2 拡大

佐伯分遣隊の基地化反対

B-2

8月30日 14:51 撮影

鑑定写真B－3分析

佐伯分遣隊の基地化反対

花のつぼみも見えない

B-3

8月30日 14:51 撮影

3、写真番号 C - 1 を鑑定する。

提供された鑑定写真の C - 1 は原画で、丸をつけた部分の分析を行う。

C - 2 で部分拡大（トリミング）をして、分析して行く。

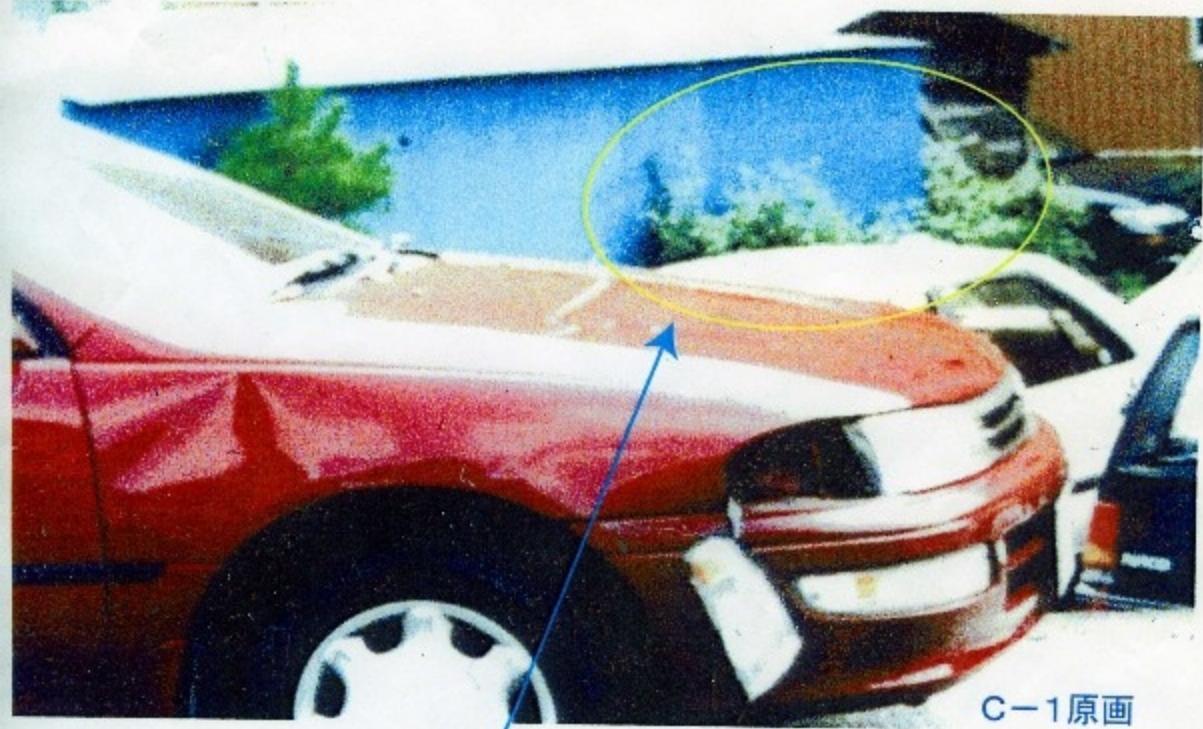
C - 1 を分析すると C - 2 鑑定図の如くになり、白に黄色の混在したものが緑色の上部についている事が確認できる。

現場にはお茶の木が生えてあり、その花と断定する。

常識的に秋に開花して結実させ、子孫を残す植物の摺理から察して 8 月 30 日に大分県佐伯市では満開に近い開花はない。

当日撮影された写真とは考えにくい。

鑑定写真 C－1 原画



C-1原画

この部分を鑑定する

鑑定写真 C－2 鑑定図



白と黄色の混じったお茶の花が咲いている
(現場にはお茶の木がある)

8月30日には大分県ではこの花は咲かない

4、鑑定分析図

上部にB-1原画を、下部にA-3写真を配置する。

B-1写真是8月30日14時51分撮影のもので丸の内部に花は一つも無い。

画面中この草の一番上の箇所を測定する。
比較対照に誤差を生じさせない為に、看板上部と電柱の白色認識プレート下部の2箇所から計測する。

看板上部からプレート下部までの写真上の距離設定を19とする。

プレート下部から赤線の草の先端までの距離は-16である。

A-3写真是同日14時29分撮影とされているもので丸内部はかなり黄色い。

看板上部からプレート下部までの写真上の距離は17である。

プレート下部から赤線の草の先端までの距離は逆方向の+6である。

黄色の看板の存在もない。

この後急いで誰かが「佐伯分遣隊基地化反対」の看板を設置したのだろうと考えるのは、いかにも不自然な気がしてならない。もっと不思議なのはこんな時期に開花した黄色い花の背丈が逆に小さくなっている点であろう。

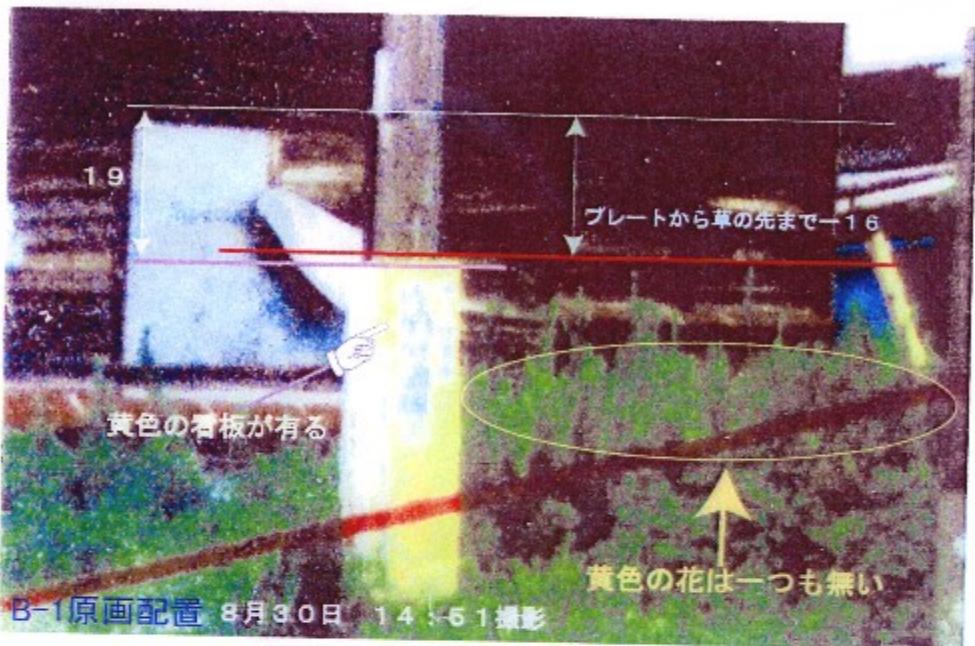
草の背丈はB-1写真上で $19/17 \times 6 = 6.7$ で
 $6.7 + 16 = 23$ で23も縮んだ事になる。

常識的な判断では、22分間で草の背丈が電柱の認識プレートの上部まであったのが縮んでしまうのは、明らかに常識を越えた作為性を感じる。

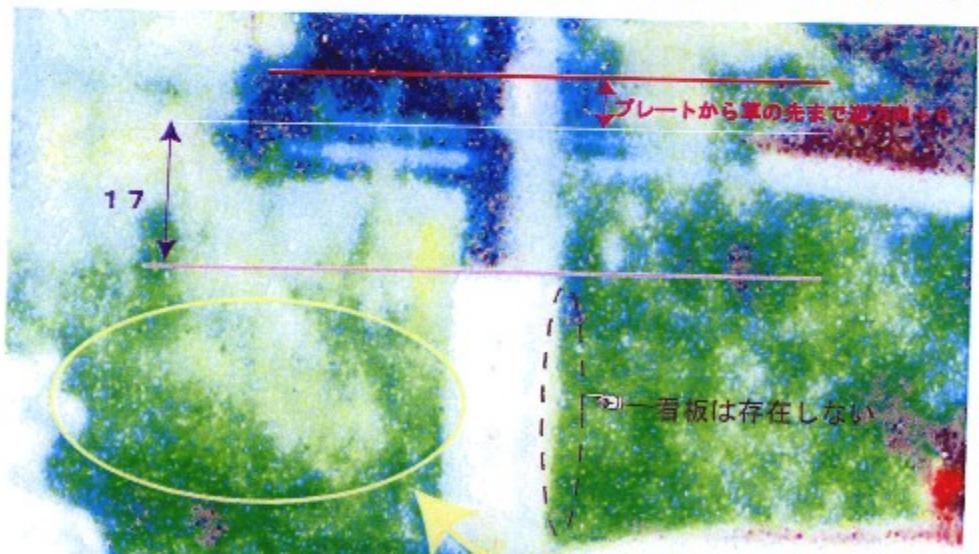
これらの写真是同日撮影の画像ではない。

鑑定分析図

(14:51撮影写真と14:29撮影の写真)



僅か22分で花が消え背丈がプレートの遙か下まで縮むことはありえない



A-3配置 8月30日 14:29撮影

(上下の写真は時間的に大きな矛盾があり同日撮影のものではない)

第8章 考察

鑑定すべき写真群を慎重に分析鑑定していく。

作業はごく一般的な時間のかかる分析鑑定であった。本件の写真是比較的鮮明で良好な状態なので、特徴点を見つけるのにはそれ程難しくはなかった。

写真に打ち込まれた日時と画像の変化状態をごく一般的な見方で理解できる説明を加えていった。

植物の背丈の測定は2つのポイントから測定して、カメラのアングルからくる誤差を無くして、比較照合をおこなった。

土地測量時等にも使用するトランシット計測器などでも同様の仕法を用いる。

現在は3次元スキャナとコンピュータとデジタルカメラの組み合わせでより正確な現場状況の証拠説明が可能であろう。

取り入れて使用すべきである。

2次元説明でも容易に判断が出来る本件の証拠写真である。

鑑定日

平成14年5月15日から平成14年
6月 4日まで

鑑定場所

栃木県芳賀郡二宮町大字大根田20-9
美術日本刀鍛練研磨柳田研究所にて

www.kantei-dr.com

名誉工学博士

筆跡・刀剣鑑定士

柳田 律夫



付記

- 1、本鑑定書末尾に：
報告書&鑑定公認資格とスタッフ紹介
鑑定人プロフィール及び証明資料1葉
- 2、鑑定資料は本書に添えて返却する。